

◎独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程（平成15年10月1日機構規程第27号）

改正	平 15. 11	機構規程 191	平 16. 5	機構規程 17
	平 16. 11	機構規程 60	平 17. 2	機構規程 67
	平 17. 3	機構規程 81	平 17. 11	機構規程 51
	平 18. 3	機構規程 83	平 19. 3	機構規程 77
	平 20. 3	機構規程 50	平 20. 3	機構規程 74
	平 20. 11	機構規程 97	平 21. 3	機構規程 111
	平 21. 3	機構規程 127	平 21. 11	機構規程 39
	平 22. 3	機構規程 72	平 22. 11	機構規程 54
	平 23. 12	機構規程 52	平 24. 9	機構規程 17
	平 25. 3	機構規程 53	平 27. 2	機構規程 29
	平 27. 3	機構規程 41	平 27. 8	機構規程 21
	平 28. 1	機構規程 57	平 28. 3	機構規程 82
	平 28. 12	機構規程 53	平 28. 12	機構規程 56
	平 29. 3	機構規程 88	平 30. 1	機構規程 19
	平 30. 3	機構規程 61	平 30. 10	機構規程 30
	平 30. 12	機構規程 41	令 1. 12	機構規程 28
	令 2. 3	機構規程 44	令 4. 6	機構規程 8
	令 4. 12	機構規程 33	令 5. 12	機構規程 44
	令 6. 3	機構規程 68		

（総則）

第1条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の職員（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構就業規則（平成15年10月機構規程第29号。以下「就業規則」という。）第2条に定める職員。以下「職員」という。）に対する給与の支給については、法令その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第2条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 俸給
- (2) 扶養手当
- (3) 地域手当
- (4) 職務手当
- (5) 広域異動手当
- (6) 特殊勤務手当

- (7) 特地勤務手当
- (8) 特地勤務手当に準ずる手当
- (9) 超過勤務手当
- (10) 夜勤手当
- (11) 宿日直手当
- (12) 管理職員特別勤務手当
- (13) 期末手当
- (14) 勤勉手当
- (15) 寒冷地手当
- (16) 通勤手当
- (17) 住居手当
- (18) 単身赴任手当

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、全額を通貨で直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものがある場合には、職員に支払うべき給与のうちからその金額を控除して支払うものとする。

(給与台帳)

第4条 理事長は、給与台帳を作成しなければならない。

2 給与は、給与台帳に基づいて支払うものとする。

3 給与台帳には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条に規定する事項を記載するものとする。

(俸給)

第5条 俸給は月額とし、その額は俸給表（別表第1）に定めるところによる。

2 職員の受ける俸給は、就業規則第10条に規定する勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して決定する等級及び号俸に応じた額とする。

第6条 削除

(初任給及び採用給)

第7条 新たに職員となった者の初任給及び採用給は、次のとおりとする。

(1) 初任給

ア 事務所限定職員以外の職員

学歴	等級号俸
大学卒	7等級1号俸
高校卒	8等級1号俸

イ 事務所限定職員

学歴	等級号俸
大学卒	9等級25号俸
高校卒	9等級1号俸

(2) 採用給

学校卒業後の職務経歴等を有する者を採用する場合の採用給は、その者の能力、学歴、職務経歴等を考慮するとともに、職員との均衡を図って決定する。

(昇格及び降格)

第8条 職員の昇格及び降格については、別に定めるところにより行うことができる。

2 職員を昇格及び降格させた場合におけるその者の俸給月額については、別に定める。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、毎年4月1日に、前年度における人事評価の評価ランクに応じて行うものとする。

2 職員の昇給は、その属する等級における最高の号俸を超えて行うことができない。

3 前2項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(俸給等の支給日)

第10条 俸給、扶養手当、地域手当、職務手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、住居手当、単身赴任手当及び休職者給与は、月の初日から末日までの期間につき、その月額をその月の20日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月20日に支給するものとする。ただし、その日が休日（就業規則第12条に規定する休日をいう。以下同じ。）にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給するものとする。

2 職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため職員から給与の支給の請求があった場合は、請求のあった日までの給与の範囲内の金額を、前項の規定にかかわらず支給することができる。

(端数計算)

第11条 給与の支給額に1円未満の端数を生じた場合は、その給与の種類ごとにこれを切り捨てるものとする。

(日割計算)

第12条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が解雇されたとき、退職したとき又は懲戒処分により免職されたときは、その日まで俸給を支給し、職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

3 前2項の規定により俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給する以外

のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときはその俸給額は、その月の日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

- 4 前3項の規定は、第15条の規定による地域手当、第16条の規定による職務手当、第17条の規定による広域異動手当、第26条の2の規定による特地勤務手当及び第26条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給について準用する。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 前項の扶養親族の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額を、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の支給方法)

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を所属長(本社総務部長をいう。ただし、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構組織規程(平成15年10月機構規程第9号。以下「組織規程」という。)第31条の2に規定する特例業務所管組織にあっては国鉄清算事業管理部長をいう。)に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶

養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第15条 地域手当は、別表第2に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

2 地域手当の月額は、その者の俸給、扶養手当及び職務手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の10
 - (2) 2級地 100分の8
 - (3) 3級地 100分の4
 - (4) 4級地 100分の1
- 3 前項の地域手当の級地は、別表第2に定めるとおりとする。
- 4 第1項に規定する地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する勤務箇所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は勤務箇所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該異動又は移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（第2項に規定する割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（第2項に規定する割合をいい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域が第1項に規定する地域に該当しないこととなる時は、当該職員には、前3項の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、扶養手当及び職務手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合又はその勤務箇所が移転した場合における地域手当の支給については、別に定める。
- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の日以後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）
 - (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 5 国家公務員等（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員退職手当支給規程（平成15年10月機構規程第28号）第10条第1項に規定する国家公務員等をいう。以下同じ。）であった者が、引き続き職員となり、第2項に規定する割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、当該職員が次の各号のいずれにも該当する職員で、職員となった日前2年以内の国家公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として職員となった日の前日まで引き続

き勤務していた期間に限る。以下「対象期間」という。)を職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

- (1) 人事交流により職員となった者であること。
- (2) 対象期間に第1項に規定する地域に在勤していた者であること。

6 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

(職務手当)

第16条 職務手当は、別表第3に掲げる代表的職務を基準に別に定める職務にある職員に対して支給する。

- 2 職務手当の月額を、別表第3に掲げる職務の区分に応じて、同表に定める額とする。
- 3 前項の規定による額が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程(平成15年10月機構規程第25号)第4条に規定する役員の俸給月額のうち最低の俸給月額及びこれに対する特別地域手当の月額の合計額に110分の100を乗じて得た額と職員が受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額との差額以上となる場合には、その者に支給する職務手当の額は、前項にかかわらず、その差額未滿による別に定める額とする。

(広域異動手当)

第17条 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未滿である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から5年を経過する日までの間、俸給、扶養手当及び職務手当の月額の合計額に勤務箇所間の距離の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から5年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に

係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる時にあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 国家公務員等であった者が、人事交流により引き続き職員となり、国家公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として職員となった日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。）を職員として勤務していたものとした場合に第1項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるときは、当該職員には、別に定めるところにより広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が第15条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

（特殊勤務手当の種類）

第18条 特殊勤務手当は、著しく危険、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給し、その種類は、次のとおりとする。

- (1) 坑内作業手当
- (2) 青函トンネル坑内作業手当
- (3) 高所作業手当
- (4) 異常圧力内作業手当
- (5) 夜間特殊業務手当
- (6) 用地交渉等手当

（坑内作業手当）

第19条 坑内作業手当は、職員が坑内でトンネル掘削作業若しくはその監督業務又は出来形を検査する業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき560円とする。

（青函トンネル坑内作業手当）

第20条 青函トンネル坑内作業手当は、職員が青函トンネルの本坑でトンネルの維持管理作業若しくはその監督の業務又は工事の施行の監督若しくは出来形を検査する業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき300円とする。

(高所作業手当)

第 21 条 高所作業手当は、職員が地上若しくは水面上 10 メートル以上の足場不安定な高所で工事の施行を監督し、又は出来形を検査する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 220 円とする。ただし、当該業務が地上又は水面上 20 メートル以上の箇所で行われたときは 320 円とする。

第 22 条 削除

(異常圧力内作業手当)

第 23 条 異常圧力内作業手当は、次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 圧搾空気内での工事の施行の監督、又は出来形の検査
- (2) 潜水器具を着用しての工事の施行の監督、又は出来形の検査

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号の場合 業務に従事した時間 1 時間につき、気圧の区分に応じて次の表に定める額

気圧の区分	手当額
0.2 メガパスカルまで	210 円
0.3 メガパスカルまで	560 円
0.3 メガパスカルを超えるとき	1,000 円

- (2) 前項第 2 号の場合 業務に従事した時間 1 時間につき、潜水深度の区分に応じて次の表に定める額

潜水深度の区分	手当額
20 メートルまで	310 円
30 メートルまで	780 円
30 メートルを超えるとき	1,500 円

(夜間特殊業務手当)

第 24 条 夜間特殊業務手当は、職員の所定勤務時間による勤務が、22 時から翌日の 5 時までの時間（以下本条において「深夜」という。）の一部又は全部にわたって行われたときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 勤務時間が深夜の全部を含む勤務の場合 1,100 円
- (2) 勤務時間が深夜の一部を含む勤務の場合 730 円（深夜の勤務時間が 2 時間未満の場合は、410 円）

(用地交渉等手当)

第 25 条 用地交渉等手当は、職員が土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 3 条第 7 号の 2 に掲げる鉄道若しくは軌道に関する事業若しくはこれらの事業に関連する事

業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）の業務（土地の取得等に関する計画又は損失の補償案についてその権利者、被補償者等に対して最初の説明を行った日以後継続的に行われ、当該説明の日から起算して1月を経過した日以後にその権利者、被補償者等と面接して行われる交渉業務で職員の心身に著しい負担を与えるものに限る。）に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき650円（業務が深夜において行われた場合にあっては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）とする。

（災害応急作業等手当）

第25条の2 災害応急作業等手当は、職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある鉄道施設等の現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じた額とする。

(1) 巡回監視 710円

(2) 応急作業等 1,080円

（手当額の特例）

第26条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、第19条から第21条までの規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

坑内作業手当

青函トンネル坑内作業手当

高所作業手当

災害応急作業等手当

（特地勤務手当）

第26条の2 生活の著しく不便な地に所在する勤務箇所として別に定めるもの（以下「特地勤務箇所」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額額は、俸給及び扶養手当の月額額の合計額の100分の25を超えない範囲内において別に定める額とする。
- 3 特地勤務箇所が第15条第1項に定める地域に所在する場合における特地勤務手当と地域手当その他給与との調整等に関し必要な事項は、別に定める。

（特地勤務手当に準ずる手当）

第26条の3 職員が勤務箇所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場

合又は職員の在勤する勤務箇所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する勤務箇所又はその移転した勤務箇所が特地勤務箇所又は別に定めるこれに準ずる勤務箇所（以下「準特地勤務箇所」という。）に該当するときは、別に定めるところにより、当該異動又は勤務箇所の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は勤務箇所の移転の日から起算して3年を経過する際引き続き勤務させる必要がある者にあつては更に3年以内の期間）、俸給及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 前項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第17条の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、別に定める。

（超過勤務手当）

第27条 職員が所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合又は休日に勤務することを命ぜられた場合には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、休日に勤務した場合であつて、代替の休日を与えたときは、勤務1時間当たりの給与額にその勤務時間数（その勤務時間数が1日の所定勤務時間数を超える場合においては、所定勤務時間数）を乗じた額を超過勤務手当から控除する。

(1) 休日以外の日における勤務 100分の125

(2) 休日における勤務 100分の135

- 2 前項の規定にかかわらず、所定勤務時間を超えて勤務した時間数及び休日に1日の所定勤務時間数を超えて勤務した時間数の合計が1月について45時間を超えたときは、45時間を超えた勤務のうち休日以外の日における勤務の全部について勤務1時間当たりの給与額に100分の130（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、所定勤務時間を超えて勤務した時間数及び休日に1日の所定勤務時間数を超えて勤務した時間数の合計が1月について60時間を超えたときは、60時間を超えた勤務の全部について勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給するものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第28条 勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職務手当の月額、俸給及び職務手当

の月額に対する地域手当並びに広域異動手当の月額、俸給の月額に対する特勤手当、別に定める俸給の月額に対する特勤手当に準ずる手当の月額及び寒冷地手当が支給される場合は寒冷地手当の月額の合計額を、1年間における1月平均所定勤務時間数で除した額とする。

(夜勤手当)

第29条 職員が所定勤務時間として22時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられた場合には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき前条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

2 第46条の規定の適用を受ける職員が22時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられた場合(前項に掲げる場合を除く。)には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき前条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

(宿日直手当)

第30条 職員が宿直勤務又は日直勤務を命ぜられ、その勤務をした場合は、宿日直手当を支給する。

2 前項の手当額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき、別に定める額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第31条 第46条の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

4 前2項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第34条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日(次条及び第34条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(懲戒免職の処分を受けた職員及び禁錮以上の刑に処せられ退職し又は解雇された職員並びに別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 職員が基準日前1箇月以内に国等の機関（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員退職手当支給規程（平成15年10月機構規程第28号）第10条第1項に規定する国等の機関をいう。以下同じ。）の要請に応じ退職して、引き続き国家公務員等となった場合は、前項の規定による期末手当は支給しない。
- 3 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ退職して、引き続き職員となった場合は、その者の国家公務員等として在職していた期間は、職員としての在職期間に算入する。
- 4 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第1項後段の規定に該当する者については、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。第35条第3項において同じ。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第4に定める職務にある職員にあっては、その額に俸給の月額にそれぞれ同表に定める管理職加算割合を乗じて得た額並びに俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額。以下「基礎額」という。）を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額とする。

（期末手当の不支給）

第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられ退職し又は解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し又は解雇された職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差し止め）

第34条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決

が確定していない場合

(2) 退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（懲戒免職の処分を受けた職員及び禁錮以上の刑に処せられ退職し又は解雇された職員並びに別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 第32条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在における基礎額を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額とする。

4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中

「基準日から」とあるのは「基準日（第 35 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（寒冷地手当）

第 36 条 寒冷地手当は、寒冷地に在勤する職員に対し、国家公務員の寒冷地手当に関する法令に準じて別に定めるところにより支給する。

（通勤手当）

第 37 条 通勤手当は、次の各号に掲げる区分により支給する。

(1) 通勤のため交通機関等を利用することを常例とする職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額とする。

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5 キロメートル未満である職員 2,000 円

イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4,200 円

ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7,100 円

エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10,000 円

オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 12,900 円

カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 15,800 円

キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 18,700 円

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 21,600 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 24,400 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26,200 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 28,000 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 29,800 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

2 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異に

する勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、前項第1号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 3 前項の規定は、国家公務員等であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号に掲げる職員で、職員となった日の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第38条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(宿舍規程(平成15年10月機構規程第58号。)第2条の規定による宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)

(2) 次条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(宿舍規程第2条の規定による宿舍その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(単身赴任手当)

第39条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居

と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

- 3 国家公務員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもの及び単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

（欠勤者の給与）

第40条 職員が業務上若しくは通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し又は疾病にかかり欠勤した場合は、その欠勤の全期間について給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり欠勤した場合は、その欠勤を始めた日から1年に達するまでは俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当、寒冷地手当、住居手当及び単身赴任手当の全額を支給する。
- 3 前2項以外の心身の故障により欠勤した場合は、その欠勤の期間が6月に達するまでは俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当、寒冷地手当、住居手当及び単身赴任手当の全額を支給する。
- 4 前2項の欠勤の期間には、休日を通算するものとする。

（給与の減額）

第41条 職員が前条及び別に定めるところにより勤務したものとみなされる場合を除き欠勤、遅刻、早退等により勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第28条の規定による勤務1時間当りの給与額に勤務しない時間を乗じて得た額を所定の給与額から控除する。

（介護休業等をしている者の給与）

第42条 介護休業又は介護短時間勤務により勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第28条の規定による勤務1時間当たりの給与額に勤務しない時間を乗じて得た額を所定の給与額から控除する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業をした職員の給与に関し必要な事項について

は、別に定める。

(育児休業等をしている者の給与等)

第 43 条 職員が育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 第 32 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第 35 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 育児短時間勤務により勤務しないときは、その勤務しない 1 時間につき、第 28 条の規定による勤務 1 時間当たりの給与額に勤務しない時間を乗じて得た額を所定の給与額から控除する。
- 5 前各号に規定するもののほか、育児休業をした職員の給与に関し必要な事項については別に定める。

(休職者の給与)

第 44 条 職員が業務上若しくは通勤により負傷し又は疾病にかかり、休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、休職を命ぜられたときは、その休職の期間が 2 年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、期末手当、寒冷地手当及び住居手当の 100 分の 80、2 年を超えた期間については、100 分の 60 を支給する。
- 3 職員が前 2 項以外の心身の故障により、休職を命ぜられたときは、その休職の期間が 1 年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、期末手当、寒冷地手当及び住居手当の 100 分の 80、1 年を超えた期間については、100 分の 60 を支給する。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当の 100 分の 60 以内の額を支給する。

(保険給付と給与との調整措置)

第 45 条 第 40 条又は前条の規定により給与の全額又は一部の支給を受けるべき職員が、欠勤又は休職の期間と同一の期間について労災保険法の規定による休業補償給付若しくは休業給付又は健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定による傷病手当金を受けるときにおいては、その受けべき保険給付に相当する額を所定の給与額から減額する。

(特定の職員についての適用除外)

第 46 条 第 24 条及び第 27 条の規定は、別表第 3 に掲げる職務の区分のうち、第 1 種及び第 2 種に属する職務にある職員には適用しない。

(実施に関し必要な事項)

第 47 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 機構の設立の際、日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）又は運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の在職期間の算定については、公団又は事業団の職員であった期間を機構の在職期間とみなす。
- 3 新卒試験採用職員のうち、次の各号に掲げる号俸を受ける者の俸給の額は、別表第 1 にかわらず、次の各号に掲げる号俸の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
 - (1) 7 等級 1 号俸 214,200 円
 - (2) 7 等級 13 号俸 232,300 円
 - (3) 8 等級 1 号俸 175,300 円
 - (4) 8 等級 19 号俸 199,600 円
- 4 平成 28 年 3 月 31 日迄の間、職員（その者の属する等級が 3 等級以上である者（再雇用職員を除く。）であってその号俸がその等級における最低の号俸でない者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する等級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合（以下この項及び附則第 6 項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する等級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第 6 項において「俸給月額減額基礎額」という。）
 - (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
 - (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に 100 分

の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

(4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（規程別表第 4 に定める職務にある職員にあつては、その額に、俸給月額にそれぞれ同表に定める管理職加算割合を乗じて得た額並びに俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同表に定める職務にある職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額にそれぞれ同表に定める管理職加算割合を乗じて得た額並びに俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額）に国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額）

(5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（規程別表第 4 に定める職務にある職員にあつては、その額に、俸給月額にそれぞれ同表に定める管理職加算割合を乗じて得た額並びに俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同表に定める職務にある職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額にそれぞれ同表に定める管理職加算割合を乗じて得た額並びに俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額）に国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額）

(6) 退職者の給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 44 条第 1 項 前各号に定める額

イ 第 44 条第 2 項 第 1 号から第 4 号に定める額に、それぞれ 2 年に達するまでは 100 分の 80 を乗じて得た額、2 年を超えた期間については 100 分の 60 を乗じて得た額

ウ 第 44 条第 3 項 第 1 号から第 4 号に定める額に、それぞれ 1 年に達するまでは 100 分の 80 を乗じて得た額、1 年を超えた期間については 100 分の 60 を乗じ

て得た額

エ 第 44 条第 4 項 第 1 号から第 3 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額

- 5 前項に規定するもののほか、給与期間の中途において、特定職員以外の者が特定職員となった場合又は特定職員が特定職員以外の職員となった場合におけるその給与期間の前項各号に定める額に相当する額の計算は、規程第 11 条の規定により、日割計算による。
- 6 附則第 4 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての規程第 27 条、第 29 条、第 41 条、第 42 条及び第 43 条第 4 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 28 条の規定にかかわらず、俸給月額、職務手当の月額及びこれらに対する地域手当並びに広域異動手当の月額の合計額を、1 年間における 1 月平均所定勤務時間数で除した額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を、1 年間における 1 月平均所定勤務時間数で除した額）に相当する額を減じた額とする。

附 則（平 15.11.28 機構規程 191）

この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 16.5.24 機構規程 17）

- 1 この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程の規定による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程第 15 条、第 17 条及び附則第 7 項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当及び特別都市手当の支給に関するこの規程の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程第 15 条、第 17 条及び附則第 7 項の規定の適用については、第 15 条第 3 項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は勤務箇所に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「いい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から 2 年を経過する」とあるのは「から 3 年を経過する日又は平成 18 年 5 月 31 日のいずれか早い日」と、同項第 1 号中「同日以後 1 年を経過する日」とあるのは「平成 17 年 5 月 31 日」と、同項第 2 号中「2 年を経過する日」とあるのは「3 年を経過する日又は平成 18 年 5 月 31 日のいずれか早い日」と、同条第 4 項中「前項」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成 16 年 5 月機構規程第 17 号）附則第 2 項の規定により読み替えて適用される前項」と、第 17 条第 3 項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は勤務箇所に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定め

る場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「いい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年5月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年5月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年5月31日のいずれか早い日」と、附則第7項中「場合（当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた本社に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年5月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年5月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年5月31日のいずれか早い日」とする。

附 則（平16.11.30 機構規程60）

この規程は、平成16年11月30日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

附 則（平17.2.22 機構規程67）

この規程は、平成17年2月22日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成16年10月29日から適用する。

附 則（平17.3.28 機構規程81）

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平17.11.28 機構規程51）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平18.3.30 機構規程83）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19.3.27 機構規程77）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平20.3.18 機構規程50）

- 1 この規程は、平成20年3月19日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月19日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き職員である者の切替日における等級及び号俸は、切替日の前日にその者が属していた等級及びその者が受けていた号俸（その者が属していた等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた者にあつては俸給月額）に応じて、別に定めるところにより切り替える。
- 3 切替日の前日から引き続き職員である者で、その者の受ける俸給月額が同日におい

て受けていた俸給月額（当該俸給月額に、この規程の施行の際にその者の属する等級が3等級以上である者においては100分の99.27を、4等級以下である者においては100分の99.35をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年11月機構規程第54号）による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、平成28年3月31日までの間、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を俸給として支給する。

- 4 切替日以降に採用されることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給することができる。
- 5 平成24年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条第2項第1号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
第15条第2項第2号	100分の8	100分の8を超えない範囲内で別に定める割合
第15条第2項第3号	100分の4	100分の4を超えない範囲内で別に定める割合
第15条第2項第4号	100分の1	100分の1を超えない範囲内で別に定める割合

- 6 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）第15条第3項及び第17条第3項の規定の適用を受けている職員に対する地域手当の支給及び第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の給与規程第15条第1項及び第17条第1項の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する勤務箇所が施行日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の給与規程第15条第4項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する地域」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の一

部を改正する規程（平成 20 年 3 月機構規程第 50 号。以下「改正規程」という。）による改正前の第 15 条第 1 項に定める地域若しくは第 17 条第 1 項に定める地域」と、「地域手当の支給割合（第 2 項に規定する割合をいい、）とあるのは「調整手当及び特別都市手当の支給割合（改正規程による改正前の第 15 条第 2 項に定める支給割合に第 17 条第 2 項に定める支給割合を加えた割合をいい、）と、「異動等前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合」とあるのは「異動等前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合。ただし、平成 20 年 4 月 1 日（以下「改正規程の施行日」という。）の前日において当該異動等の日から 1 年を超える期間が経過している場合であって、異動等前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合が、改正規程の施行日の前日に受けていた割合（改正規程による改正前の第 15 条第 3 項の規定による割合（同条第 2 項に規定する割合を受けていた場合にあっては、同項に規定する割合）に改正規程による改正前の第 17 条第 3 項の規定による割合を加えた割合をいう。以下同じ。）に達しない場合は、改正規程の施行日の前日に受けていた割合とする。」とする。

- 7 改正後の給与規程第 17 条の規定は、平成 17 年 4 月 2 日から施行日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第 1 項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成 20 年 4 月 1 日から当該異動等の日以後」とする。

附 則（平 20. 3. 31 機構規程 74）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 20. 11. 28 機構規程 97）

この規程は、平成 20 年 11 月 28 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 21. 3. 4 機構規程 111）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 21. 3. 27 機構規程 127）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 21. 11. 30 機構規程 39）

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 11. 30 機構規程 54）

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

- 2 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対するこの規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程附則第 4 項の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 22 年 12 月 1 日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平 23. 12. 19 機構規程 52）

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の第 1 種及び第 2

種の項の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 24.9.25 機構規程 17）

- 1 この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの期間（以下「特例期間」という。）においては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程（平成 15 年 10 月機構規程第 27 号。以下「職員給与規程」という。）に基づく職員に対する俸給（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成 20 年 3 月機構規程第 50 号）第 3 項の規定による俸給を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給の月額から、俸給の月額に、当該職員の職務の等級に応じそれぞれ次の各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
 - (1) 1 等級及び 2 等級 100 分の 9.77
 - (2) 3 等級から 5 等級まで 100 分の 7.77
 - (3) 6 等級から 9 等級まで 100 分の 4.77
- 3 特例期間においては、改正後の職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 地域手当 当該職員の俸給の月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職務手当（職員給与規程別表 3 に掲げる職務の区分のうち、第 4 種に属する職務にある職員に支給する職務手当を除く。以下同じ。）の月額に対する地域手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - (2) 職務手当 当該職員の職務手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該職員の俸給の月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職務手当の月額に対する広域異動手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - (4) 休職者の給与 当該職員に適用される次のアからエまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからエまでに定める額
 - ア 職員給与規程第 44 条第 1 項 前項及び前 3 号に定める額
 - イ 職員給与規程第 44 条第 2 項 前項並びに第 1 号及び第 3 号に定める額に職員給与規程第 44 条第 2 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ウ 職員給与規程第 44 条第 3 項 前項並びに第 1 号及び第 3 号に定める額に職員給与規程第 44 条第 3 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 職員給与規程第 44 条第 4 項 前項並びに第 1 号及び第 3 号に定める額に職員給与規程第 44 条第 4 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合

を乗じて得た額

- 4 特例期間においては、職員給与規程第 28 条の規定による勤務 1 時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を、1 年間における 1 月平均所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、職員給与規程附則第 4 項の規程の適用を受ける職員に対する前 3 項の規定の適用については、第 2 項中「、俸給の月額に」とあるのは「、俸給の月額から職員給与規程附則第 4 項第 1 号に定める額を減じた額に」と、第 3 項第 1 号中「俸給の月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給の月額に対する地域手当の月額から職員給与規程附則第 4 項第 2 号に定める額を減じた額」と、同項第 3 号中「俸給の月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給の月額に対する広域異動手当の月額から職員給与規程附則第 4 項第 3 号に定める額を減じた額」と、同項第 4 号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第 4 項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同項第 4 号イ及びウ中「前項並びに第 1 号及び第 3 号」とあるのは「第 4 項の規定により読み替えられた前項並びに第 1 号及び第 3 号」と、同項第 4 号エ中「前項並びに第 1 号及び第 3 号」とあるのは「第 4 項の規定により読み替えられた前項並びに第 1 号及び第 3 号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から職員給与規程附則第 6 項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 6 第 2 項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平 25. 3. 27 機構規程 53）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 2. 9 機構規程 29）

- 1 この規程は、平成 27 年 2 月 9 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平 27. 3. 25 機構規程 41）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 8. 18 機構規程 21）

- 1 この規程は平成 27 年 8 月 18 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 施行日前に昇格した職員の施行日における号俸については、その者が施行日において昇格したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。
- 3 施行日の前日から引き続き職員である者で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる者（別に定める職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程附則第 4 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、平成 28 年 3 月 31 日迄の間、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を俸給として支給する。
- 4 施行日の前日から引き続き職員である者（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 5 施行日以降に、国家公務員等であった者が人事交流により引き続き職員となった者又はその他の職員について、前 2 項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、前 2 項の規定に準じて俸給を支給する。
- 6 この規程の規定による俸給の額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。
- 7 施行日から平成 28 年 3 月 31 日迄の間におけるこの規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程第 39 条第 2 項に規定する単身赴任手当の月額については、「30,000 円」を「30,000 円を超えない範囲内で別に定める額」と読み替えるものとする。

附 則（平 28.1.19 機構規程 57）

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 19 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。
- 3 平成 27 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日までの間に現に受けていた俸給の月額が、この規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づく俸給の月額に達しないときは、その差額を支給する。

附 則（平 28. 3. 30 機構規程 82）

この規程は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平 28. 12. 22 機構規程 53）

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 22 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平 28. 12. 26 機構規程 56）

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 3. 30 機構規程 88）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 1. 23 機構規程 19）

- 1 この規程は、平成 30 年 1 月 23 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平 30. 3. 28 機構規程 61）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 10. 2 機構規程 30）

この規程は、平成 30 年 10 月 2 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平 30. 12. 14 機構規程 41）

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 14 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令 1.12.13 機構規程 28）

- 1 この規程は、令和元年 12 月 13 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令 2.3.26 機構規程 44）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程（平成 15 年 10 月機構規程第 27 号。以下「職員給与規程」という。）第 38 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、この規程による改正後の職員給与規程第 38 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（以下「旧手当額」という。）から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) この規程による改正後の職員給与規程第 38 条第 1 項各号のいずれにも該当しないことになる職員
 - (2) 旧手当額からこの規程による改正後の職員給与規程第 38 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

附 則（令 4.6.15 機構規程 8）

- 1 この規程は、令和 4 年 6 月 15 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定は、平成 29 年 4 月 2 日から適用日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程第 17 条第 1 項中「当該異動等の日から」とあるのは、「令和 4 年 4 月 1 日から当該異動等の日以後」に読み替えるものとする。

附 則（令 4.12.5 機構規程 33）

1 この規程は、令和4年12月5日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令5.12.14 機構規程44）

1 この規程は、令和5年12月14日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令6.3.28 機構規程68）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

俸給表

（金額単位：円）

号 俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	489,000	391,600	339,200	314,700	262,200	240,200	212,400	174,900	168,900
2	491,000	393,500	340,900	316,100	263,500	241,700	213,800	176,300	169,000
3	493,000	395,400	342,500	317,500	264,800	243,000	215,300	177,700	169,100
4	494,900	397,200	344,100	319,000	266,100	244,400	216,900	179,100	169,200
5	496,900	399,100	345,700	320,300	267,300	245,500	218,400	180,500	169,300
6	498,900	401,100	347,200	321,700	268,600	246,900	219,900	181,800	169,400
7	500,800	402,900	348,900	322,900	269,800	248,000	221,000	183,100	169,500
8	502,700	404,700	350,500	324,500	271,100	249,400	222,300	184,400	169,600
9	504,500	406,800	352,200	325,900	272,400	250,700	223,500	185,900	169,700
10	506,500	408,500	353,700	327,100	273,400	251,900	224,900	187,200	169,800
11	508,400	410,300	355,300	328,400	274,800	253,400	226,400	188,500	169,900
12	510,200	412,200	357,000	329,600	276,200	254,600	227,800	190,000	170,000
13	512,200	413,700	358,500	331,000	277,500	255,900	229,100	191,200	170,100
14	514,100	415,700	360,100	332,300	278,800	257,100	230,600	192,400	170,200
15	515,800	417,600	361,600	333,700	280,000	258,500	231,900	193,800	170,400
16	517,700	419,500	363,100	335,300	281,300	259,900	233,400	195,200	170,600
17	519,400	421,400	364,600	336,800	282,500	261,200	234,900	196,600	171,000
18	521,400	423,400	366,200	338,200	283,800	262,400	236,500	198,000	171,700
19	523,100	425,000	367,800	339,200	285,000	263,800	238,000	199,300	172,600
20	525,000	427,000	369,500	340,800	286,100	265,200	239,500	200,600	173,600
21	526,600	428,900	371,200	342,200	287,500	266,600	241,100	202,000	174,600
22	528,400	430,900	372,800	343,600	288,600	268,000	242,400	203,500	175,400
23	530,300	432,700	374,300	345,000	289,600	269,200	243,900	204,900	176,300
24	532,100	434,600	376,000	346,400	290,800	270,600	245,200	206,400	177,200
25	534,000	436,300	377,700	347,900	291,700	272,000	246,700	207,700	178,000
26	535,900	438,300	379,200	349,400	292,900	273,300	248,000	208,900	179,000
27	537,800	440,100	380,800	350,900	294,200	274,800	249,300	209,400	179,900
28	539,600	442,000	382,500	352,300	295,400	276,300	250,700	210,200	180,700
29	541,500	443,900	384,200	353,800	296,400	277,600	252,100	211,100	181,700
30	543,400	445,800	385,900	355,400	297,600	279,000	253,500	212,200	182,600
31	545,100	447,600	387,500	356,900	298,900	280,500	254,800	213,100	183,400
32	546,900	449,500	389,300	358,400	300,100	281,700	256,100	214,300	184,300
33	548,800	451,300	390,800	359,800	301,500	283,100	257,600	215,400	185,300
34	550,500	453,200	392,300	361,200	302,500	284,300	259,100	216,400	186,100
35	552,300	455,100	393,400	362,500	303,800	285,500	260,500	217,500	187,100
36	554,300	457,000	395,200	363,900	305,100	287,000	261,900	218,500	187,900
37	556,000	458,700	396,700	365,200	306,500	288,200	263,300	219,500	188,800
38	557,700	460,700	398,300	366,700	307,600	289,300	264,800	220,200	189,800
39	559,300	462,500	400,000	368,200	308,800	290,600	266,300	221,100	190,600
40	561,000	464,400	401,700	369,800	310,100	291,700	267,700	222,100	191,300
41	562,600	466,300	403,300	371,300	311,500	293,000	269,100	222,800	192,200
42	564,100	468,300	404,800	372,900	312,800	294,300	270,500	223,700	193,200
43	565,700	470,100	406,500	374,100	313,900	295,500	272,000	224,700	194,000
44	567,300	472,100	408,100	375,700	314,900	296,500	273,400	225,800	195,000
45	568,900	473,900	409,500	377,200	316,200	297,800	274,900	226,600	195,900

46	570,500	475,800	411,100	378,800	317,600	299,100	276,500	227,500	196,900
47	572,100	477,700	412,600	380,200	318,900	300,500	277,800	228,400	197,700
48	573,500	479,500	414,300	381,800	320,100	301,700	279,400	229,400	198,600
49	575,000	481,100	416,000	383,000	321,300	302,900	280,700	230,400	199,400
50	576,500	483,000	417,700	384,600	322,300	304,400	282,000	231,200	200,400
51	578,000	484,900	419,300	386,000	323,700	305,800	283,200	232,200	201,200
52	579,500	487,100	421,200	387,600	325,000	307,100	284,300	233,200	202,200
53	581,000	488,500	422,700	389,100	326,000	308,300	285,600	234,100	203,100
54	582,300	490,400	424,100	390,600	327,200	309,700	287,000	235,100	204,100
55	583,700	492,200	425,500	391,900	328,400	311,000	288,000	236,100	205,000
56	585,100	494,000	427,100	393,500	329,700	312,300	289,000	237,000	206,000
57	586,500	495,900	428,600	395,000	331,000	313,500	289,900	238,000	206,800
58	587,900	497,600	430,300	396,400	332,200	314,600	290,700	239,000	207,800
59	589,300	499,400	431,800	397,800	333,500	315,900	291,700	239,800	208,700
60	590,700	500,800	433,300	399,400	334,900	317,400	292,800	240,800	209,000
61	591,900	502,700	434,900	400,700	336,100	318,700	293,800	241,500	209,500
62	593,200	504,400	436,500	402,200	337,300	320,000	294,800	242,500	210,300
63	594,400	506,200	438,100	403,600	338,400	321,200	295,800	243,300	211,100
64	595,600	507,900	439,600	405,100	339,700	322,300	296,800	244,000	212,100
65	596,800	509,700	441,300	406,600	341,000	323,700	297,900	244,800	212,800
66	597,900	511,600	442,800	408,200	342,300	325,000	298,900	245,600	213,700
67	598,900	512,600	444,000	409,500	343,700	325,900	300,100	246,500	214,600
68	599,900	514,400	445,400	411,000	345,000	327,100	301,000	247,200	215,600
69	601,000	516,100	447,100	412,300	346,200	328,300	302,000	248,000	216,500
70	602,100	517,500	448,600	413,900	347,600	329,600	303,100	248,800	217,400
71	603,100	518,900	450,100	415,400	348,900	330,900	304,200	249,400	218,200
72	604,100	520,500	451,700	416,800	350,200	332,100	305,400	250,300	219,100
73	605,100	522,000	453,300	418,200	351,400	333,300	306,400	250,800	219,600
74		523,700	454,900	419,700	352,800	334,700	307,400	251,700	220,400
75		525,200	456,400	421,200	354,200	336,100	308,400	252,300	221,300
76		526,900	458,000	422,700	355,600	337,300	309,500	253,200	222,100
77		528,600	459,600	424,000	357,000	338,400	310,600	253,900	222,700
78		530,300	461,200	425,500	358,300	339,700	311,700	254,600	223,400
79		531,800	462,600	426,900	359,600	340,900	312,700	255,200	224,300
80		533,500	464,000	428,400	360,700	342,100	313,900	256,100	225,200
81		535,100	465,600	429,800	361,800	343,500	314,600	256,800	225,900
82		536,700	467,200	431,200	363,000	344,800	315,600	257,700	226,700
83		538,100	468,800	432,600	364,300	345,900	316,700	258,400	227,400
84		539,700	470,400	434,100	365,600	347,300	317,800	259,200	228,300
85		541,300	471,800	435,500	366,900	348,500	318,700	259,900	229,100
86		542,900	473,300	436,900	368,300	349,800	319,500	260,800	229,900
87		544,000	474,800	438,300	369,500	350,900	320,400	261,500	230,500
88		545,500	476,400	439,700	370,900	352,300	321,300	262,200	231,300
89		547,000	478,000	441,200	372,100	353,600	322,400	263,000	232,000
90		548,400	479,600	442,700	373,500	355,000	323,500	263,900	232,800
91		549,700	480,700	444,100	374,800	356,200	324,400	264,600	233,500
92		551,100	482,200	445,500	376,200	357,400	325,200	265,400	234,300
93		552,400	483,700	446,900	377,500	358,600	326,100	266,100	235,100
94		553,700	485,200	448,300	378,900	359,700	327,100	266,900	235,900
95		554,900	486,800	449,600	379,900	360,800	328,100	267,400	236,600
96		556,200	488,000	451,100	381,300	361,900	329,100	268,100	237,400
97		557,500	489,400	452,300	382,600	363,100	330,000	268,800	238,100

98			490,900	453,800	384,000	364,000	331,000	269,700	238,800
99			492,400	455,100	385,200	365,100	332,000	270,200	239,600
100			493,700	456,600	386,600	366,300	333,000	270,900	240,400
101			495,100	457,900	387,800	367,500	334,100	271,700	240,900
102			496,400	459,400	389,200	368,700	335,200	272,300	241,700
103			497,700	460,700	390,400	369,900	336,100	273,100	242,400
104			498,900	462,200	391,700	371,000	337,200	274,000	243,100
105			500,100	463,500	393,000	372,200	338,000	274,700	243,500
106			501,200	465,000	394,400	373,400	339,100	275,500	244,300
107			502,400	466,400	395,400	374,500	340,100	276,200	244,800
108			503,900	467,900	396,700	375,700	341,000	276,700	245,500
109			505,000	469,300	397,900	376,700	342,000	277,500	246,200
110			506,300	470,700	399,200	377,900	343,100	278,300	246,600
111			507,400	471,900	400,500	379,000	344,100	279,000	247,100
112			508,700	473,200	401,700	380,100	345,000	279,700	247,600
113			509,900	474,300	402,900	381,200	346,000	280,300	248,100
114			511,200	475,700	404,200	382,400	347,100	281,100	248,600
115			512,300	476,900	405,400	383,400	348,000	281,600	248,900
116			513,500	478,200	406,700	384,500	349,100	282,200	249,400
117			514,500	479,400	407,900	385,600	349,900	282,900	249,900
118			515,500	480,700	409,200	386,800	351,000	283,500	250,200
119			516,500	482,000	410,400	387,900	352,000	284,100	250,500
120			517,600	483,300	411,500	389,000	353,000	284,800	251,000
121			518,600	484,500	412,700	389,900	353,900	285,500	251,500
122			519,800	485,700	414,000	390,800	354,900	286,300	251,800
123			520,900	486,800	415,300	391,800	355,700	287,000	252,300
124			522,100	487,900	416,500	392,800	356,700	287,600	252,800
125			523,200	488,900	417,700	393,800	357,500	288,000	253,300
126			524,300	490,100	419,000	394,600	358,500	288,600	253,600
127			525,500	491,100	420,000	395,400	359,100	289,200	254,000
128			526,600	492,200	421,300	396,300			
129			527,600	493,100	422,500	397,100			
130			528,700	494,300	423,600	398,100			
131			529,800	495,400	424,800	399,000			
132			530,800	496,500	426,000	400,000			
133			531,900	497,400	427,100	400,800			
134			533,000	498,500	428,300	401,600			
135			534,100	499,500	429,400	402,400			
136			535,200	500,600	430,500	403,300			
137				501,500	431,500	404,000			
138				502,600	432,700	404,900			
139				503,600	433,700	405,700			
140				504,700	434,800	406,500			
141				505,500	435,900	407,300			
142				506,500	437,000	408,200			
143				507,500	437,900	409,000			
144				508,500	439,000	409,800			
145				509,200	440,000	410,500			
146				510,200	441,000	411,300			
147				511,000	442,000	412,100			
148				512,000	442,900	413,000			
149				512,800	443,900	413,800			
150				513,700	444,900	414,600			

151				514,600	445,700	415,400			
152					446,700				
153					447,500				
154					448,400				
155					449,300				
156					450,300				
157					451,200				
158					452,100				
159					452,900				
160					453,900				
161					454,600				
162					455,400				
163					456,300				

別表第2（第15条関係）

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	4級地
宮城県	多賀城市	2級地
	仙台市	3級地
	名取市	4級地
茨城県	取手市、つくば市、守谷市、牛久市	1級地
	水戸市、土浦市、日立市、龍ヶ崎市	2級地
	古河市、ひたちなか市、神栖市	3級地
	笠間市、鹿嶋市、筑西市	4級地
栃木県	宇都宮市、大田原市、下野市	3級地
	栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市	4級地
群馬県	高崎市	3級地
	前橋市、太田市、渋川市	4級地
埼玉県	和光市、さいたま市、志木市、東松山市、朝霞市	1級地
	坂戸市	2級地
	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、久喜市、三郷市、比企郡滑川町、比企郡鳩山町、北葛飾郡杉戸町	3級地
	熊谷市	4級地
千葉県	千葉市、成田市、印西市、船橋市、浦安市、袖ヶ浦市	1級地
	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、富津市	2級地
	野田市、茂原市、東金市、柏市、流山市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町	3級地
	木更津市、君津市、八街市	4級地
東京都	特別区、武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、西東京市、八王子市、立川市、府中市、調布市、小平市、日野市、青梅市、東村山市	1級地
	三鷹市、あきる野市	2級地
	武蔵村山市	4級地
神奈川県	鎌倉市、厚木市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市	1級地
	大和市、横須賀市、平塚市、小田原市	2級地
	三浦市、三浦郡葉山町、中郡二宮町	3級地
新潟県	新潟市	4級地

富山県	富山市	4 級地
石川県	金沢市、河北郡内灘町	4 級地
福井県	福井市	4 級地
山梨県	甲府市	3 級地
	南アルプス市	4 級地
長野県	塩尻市	3 級地
	長野市、松本市、諏訪市、伊那市	4 級地
岐阜県	岐阜市	3 級地
	大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市	4 級地
静岡県	静岡市、沼津市、磐田市、御殿場市	3 級地
	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市	4 級地
愛知県	名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市	1 級地
	西尾市、知多市、みよし市	2 級地
	岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、犬山市、江南市、田原市、弥富市、西春日井郡豊山町	3 級地
	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、海部郡飛島村	4 級地
三重県	鈴鹿市	1 級地
	四日市市	2 級地
	津市、桑名市、亀山市	3 級地
	名張市、伊賀市	4 級地
滋賀県	大津市、草津市、栗東市	2 級地
	彦根市、守山市、甲賀市	3 級地
	長浜市、東近江市	4 級地
京都府	京田辺市	1 級地
	京都市	2 級地
	宇治市、亀岡市、向日市、木津川市	3 級地
大阪府	大阪市、守口市、門真市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、池田市、豊中市、羽曳野市	1 級地
	枚方市、茨木市、八尾市、柏原市、堺市、東大阪市、交野市	2 級地
	河内長野市、和泉市、藤井寺市、岸和田市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町	3 級地
兵庫県	芦屋市、西宮市、神戸市	1 級地
	尼崎市、伊丹市、三田市	2 級地

	明石市、赤穂市	3級地
	姫路市、加古川市、三木市	4級地
奈良県	天理市	1級地
	奈良市、大和郡山市	2級地
	大和高田市、橿原市、香芝市、北葛城郡王寺町	3級地
	桜井市、宇陀市	4級地
和歌山県	和歌山市、橋本市	3級地
岡山県	岡山市	4級地
広島県	広島市	2級地
	三原市、東広島市、廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町	4級地
山口県	周南市	4級地
徳島県	徳島市、鳴門市、阿南市	4級地
香川県	高松市	3級地
	坂出市	4級地
福岡県	福岡市、春日市、福津市	2級地
	大宰府市、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町	3級地
	筑紫野市、北九州市、糟屋郡宇美町、	4級地
長崎県	長崎市	4級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成26年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第3（第16条関係）

職務の区分	代表的職務	職務手当の月額
第1種	本社の部長	135,000円を超えない範囲内で別に定める額
第2種	本社の課長	115,000円を超えない範囲内で別に定める額
第3種	地方機関の課長	35,000円を超えない範囲内で別に定める額
第4種	鉄道建設所の所長	30,000円を超えない範囲内で別に定める額

別表第4（第32条関係）

職務	管理職加算割合	職務加算割合
職務の区分（第16条第2項に規定する職務の区分をいう。以下同じ。）が第1種に属する職務	100分の23	100分の20
職務の区分が第2種に属する職務	100分の14	100分の15
1 職務の区分が第3種に属する職務 2 課長補佐 3 4等級にある鉄道建設所等（組織規程第84条に規定する鉄道建設所等をいう。以下同じ。）の所長及び副所長並びに建設事務所（組織規程第83条に規定する建設事務所をいう。以下同じ。）の工事長、副長		100分の10
1 担当係長 2 5等級にある鉄道建設所等の所長及び担当副所長並びに建設事務所の工事長及び係長 3 担当係長と職務内容、責任等からみて同程度の職務にある別に定める職員		100分の5